

令和5年5月改正版

三鷹中央学園 三鷹市立第四中学校PTA会則



三鷹中央学園 三鷹市立第四中学校

第1章 名称

第1条 本会は三鷹中央学園三鷹市立第四中学校PTAといい、所在地を同校内（三鷹市上連雀4-18-7）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は本校の教育目標具現のため下記の項目の達成を目的とする。

- ① 生徒の教育について保護者と教師が協力する。
- ② 保護者と教師の教養を高める。
- ③ 学校内外の教育環境の整備について協力する。
- ④ 生徒の校外生活の改善をはかる。
- ⑤ 生徒の保健衛生状態の向上に努める。
- ⑥ その他必要と認められる事項。

第3章 方針

第3条 本会は非営利的、非宗教的、非党派的であって本会の名も役員名も営利関係、党派関係に利用しない。

第4条 本会は教育問題について研究し、またその活動を助けるために意見を交換し、参考資料を提供するが直接に学校や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員になることができる者は次のとおりとする。

- ① 本校生徒の保護者
- ② 本校の教員
- ③ 本会の入会及び退会は任意とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
 - (ア) 会員は、会費を納める。
 - (イ) 会費は、保護者については本校に在籍する生徒の数にかかわらず1家庭1口とし、教員については1人1口とする。
 - (ウ) 本会への入会の意思の確認は、入学および転入時に書面にて行い卒業まで継続する

ものとする。

(エ) 会員の子が卒業、転学または退学したときは、退会したものとする。

第5章 役員・会計監査

第6条 本会に役員及び会計監査を置く。

原則以下の人数とするが、この限りではない。

- ① 会長 1名
- 副会長 3名（保護者2名、教員1名）
- 書記 2名（保護者2名）
- 会計 3名（保護者2名、教員1名）
- ② 会計監査 3名（保護者2名、教員1名）

第7条 役員及び会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、保護者の再任は各役職につき1度限りとする。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員を選出は次の方法による。

- ① 保護者により定数の選挙管理委員会を作る。
- ② 選挙管理委員会は会員に対し、立候補の意思の有無を確認しなければならない。
- ③ 選挙管理委員会は役員選挙等を実施し、次期役員候補を選出する。
- ④ 選挙管理委員は役員候補から除外する。
- ⑤ 役員に立候補する者は、定められた期日までに選挙管理委員会に届け出るものとする。
- ⑥ 選挙管理委員会は立候補の届け出のあった者について総会の承認を受ける。
- ⑦ 選挙管理委員会は各役員候補者をあげ、総会の7日前までに全会員に通告し、総会の承認を受ける。

第9条 会計監査の選出は、総会の7日前までに全会員に通告し、総会の承認を受ける。

第10条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ② 会長は総会及び常任委員会を招集する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- ④ 書記は議事録を作成し、その他本会の運営に必要な一切の記録を整える。
- ⑤ 会計は本会の会計事務を取り扱い、総会において会計報告を行う。
- ⑥ 会計監査は年度内に2回会計を監査し、総会において報告を行う。
また、PTA 連合会専門委員会へ出向する。

第6章 部員・委員

第11条 本会は下記の部員及び委員を置く。

- ① 学年部員
- ② 校外部員
- ③ 標準服リサイクル委員
- ④ 一日家庭教育学級委員
- ⑤ 選挙管理委員

第12条 部員及び委員の選出は原則次のとおりとする。

- ① 学年部員は各学年より6名から8名選出し、教員中各学年より1名選出する。
- ② 校外部員は各地区より8名選出し、教員からも適宜選出する。
- ③ 標準服リサイクル委員は各学年より6名選出する。
- ④ 一日家庭教育学級委員は各学年より6名選出する。
- ⑤ 各部、各委員（選挙管理委員を除く）の正・副部長は互選により決定し、常任委員となる。
- ⑥ 選挙管理委員は1・2学年の各学年より6名選出する。

第13条 部員及び委員は、所属する会議に出席し協力して任務を行う。

第7章 部会・委員会

第14条 部会・委員会の任務は次のとおりとする。

- ① 学年部会
 - (ア) 学年のPTA活動を企画・実行する。
 - (イ) 教育に対する保護者の理解を深め学校の教育環境の改善に協力する。
- ② 校外部会 地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ③ 標準服リサイクル委員会 標準服等の回収、展示会を企画・実行する。
- ④ 一日家庭教育学級委員会 一日家庭教育学級を必要に応じて企画できる。
- ⑤ 選挙管理委員会
 - (ア) 立候補等により候補者を募り、役員選挙等にて次期役員候補を選出する。
 - (イ) 選挙管理委員会は総会に役員候補を推薦し、その決定後解任するものとする。
- ⑥ 常任委員会
 - (ア) 各部会によって立案された活動計画を審議検討する。
 - (イ) 総会の決定事項の実現について協議する。
 - (ウ) 決算の検討を行い、次年度の予算案を作成し、総会に提出する。
 - (エ) 総会提出議案の作成その他本会運営に必要な事項一切にたずさわる。

第8章 会議

第15条 本会に下記の会議を設ける。

- ① 総会
- ② 常任委員会
- ③ 各学年部会
- ④ 校外部会
- ⑤ 標準服リサイクル委員会
- ⑥ 一日家庭教育学級委員会
- ⑦ 選挙管理委員会
- ⑧ 臨時委員会（活動上必要と思われるときは設けることができる）

第16条 総会は本会最高の議決機関であって下記の事項を決定する。

- ① 会則及び規約の制定並びに変更。
- ② 決算書・予算案・PTA会費額・活動計画・役員の審議承認。

第17条 定期総会は会員の過半数の承認をもって成立する。

第18条 総会は毎年5月末までを目処に定期総会、必要に応じ臨時総会を開き、会長がこれを招集する。ただし、会員の10分の1以上の請求により臨時総会を招集することができる。なお、各種総会は書面開催とすることもできる。

第19条 常任委員会は常任委員及び役員からなる。

第20条 常任委員会は総会につぐ議決機関である。

第21条 各部会、各委員会は第14条に定める任務を遂行する。

第22条 部会は部長が招集する。

第9章 経理

第23条 本会の経費は会費及びその他の収入によって運営する。

第24条 本会の会費は会員が負担する。ただし、事情により免除することができる。

第25条 会費の額は総会において決定する。

第26条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第10章 学校長

第27条 学校長はいずれの会合にも出席し発言することができる。

第11章 付則

第28条 本会則は総会において承認を得なければ変更できない。

第29条 本会の運営・活動に関する細則は常任委員会で別に定めることができる。

第30条 本会の個人情報の保護については、個人情報取扱要項を別に定める。

第31条 本会則は昭和32年4月1日より施行する。

【改正】

昭和 46 年 5 月 14 日改正

昭和 48 年 5 月 24 日改正

昭和 49 年 5 月 15 日改正

昭和 51 年 5 月 8 日改正

昭和 59 年 5 月 12 日改正

平成 13 年 5 月 7 日改正

平成 14 年 5 月 2 日改正

平成 15 年 5 月 9 日改正

平成 20 年 4 月 28 日改正

平成 23 年 4 月 28 日改正

平成 26 年 4 月 26 日改正

平成 30 年 5 月 2 日改正

令和 2 年 4 月 20 日改正

令和 2 年 6 月 25 日改正

令和 4 年 5 月 6 日改正

令和 5 年 5 月 26 日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校 P T A 個人情報取扱要項

(目的)

第 1 条 この要項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、三鷹中央学園三鷹市立第四中学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報を保護し、P T A 活動の円滑な運営を図るため、P T A 役員名簿及び、その他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、P T A 活動において保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、その収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- ① 会費集金、管理、その他の文書の送付
- ② 委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベースは、紙類は三鷹中央学園三鷹市立第四中学校内の施設できる場所に、デジタルデータについてはアクセス制限を設けたクラウドストレージ、もしくはパスワードを設定したうえで記憶媒体に保存し、管理者および取扱者において適切に管理する。

(第三者への提供の制限)

第 11 条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の維持のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(第三者提供に関わる記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合ならびに国の機関及び地方公共団体をのぞく。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 提供した年月日
- ② 第三者の氏名および住所（法人の場合は名称と所在地）
- ③ 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足る事項
- ④ 提供する情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（国の機関および地方公共団体を除く。）から個人情報の提供を受けるときは、第 11 条各号に掲げる場合をのぞき、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 提供を受ける年月日
- ② 第三者の氏名および住所（法人の場合は名称と所在地）
- ③ 第三者が個人情報を取得した経緯
- ④ 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足る事項
- ⑤ 提供を受ける情報の項目
- ⑥ 対象者の同意を得ている旨（法人ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 1 4 条 本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加および削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 1 5 条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む。）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告する。

(研修)

第 1 6 条 本会は、役員に対して定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について周知し、適切な管理および運用を徹底するものとする。

(苦情の処理)

第 1 7 条 本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

(その他)

第 1 8 条 三鷹中央学園三鷹市立第四中学校 P T A 個人情報取扱要項の改正は、総会において行う。

(付則)

第 1 9 条 この要項は、平成 3 0 年 5 月 2 日より施行する。

【改正】

令和 4 年 5 月 6 日改正

令和 5 年 5 月 26 日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校PTA慶弔規程

(細則)

第 1 条 本会の会員に対する慶弔の贈呈については、この規程による。

(種類)

第 2 条 この規程でいう慶弔とは、次のものとする。

- ① 弔慰金
- ② 傷害見舞金
- ③ その他の見舞金

(弔慰金)

第 3 条 会員及び本校在籍生徒の死亡の場合、次により弔慰金を霊前に供えて弔意を表する。

- ① 会員及び本校の在籍生徒 10,000円
- ② 会員の配偶者 5,000円

(傷害見舞金)

第 4 条 本会の会員（配偶者を含む）が会務執行中に傷害が生じた場合には、前項に準ずる。

(その他の見舞金)

第 5 条 前条以外の災害で見舞金を贈る必要がある場合には、役員協議の上、前条に準じ実情に応じて贈る。

(例外)

第 6 条 この規程の定めによることが適当でないと認められる場合であっても、役員協議の上、それに応じて贈ることができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、常任委員会の審議を必要とし、総会で決議する。

(実施)

第 8 条 この規程は、令和4年5月 総会后より施行する。

【改正】

令和 5年 5月 26日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校 P T A 組織図



